

発表日 令和5年1月18日

担当課：農林水産部畜産課
直通電話：092-643-3498
内線電話：3983
担当者：清水、永野

糸島市における高病原性鳥インフルエンザ（1、2例目） に係る防疫措置の終了について

糸島市における高病原性鳥インフルエンザ（県内1、2例目）については、発生農場の初動防疫措置の完了から21日を経過し、移動制限区域内（発生農場を中心とする半径3km以内）の家きん飼養農場で異常が確認されておりませんので、家畜伝染病予防法に基づき、1月18日（水）午前0時をもって、移動制限区域を解除したことをお知らせします。

併せて、糸島市内の消毒ポイントの運営を終了し、糸島市での発生事例に係る防疫措置が全て終了となりました。

なお、古賀市の発生事例に係る防疫措置については継続中であり、引き続き、鳥インフルエンザの発生予防に取り組んでまいります。

1 移動制限区域の解除

令和5年1月18日（水）午前0時

2 消毒ポイント運営の終了

移動制限区域（1、2例目）の解除に伴い、令和5年1月18日（水）午前0時をもって以下の消毒ポイントの運営を終了しました。

番号	種類	名称	所在地
1	緊急	農場入口（第1発生農場）	糸島市
2	緊急	農場入口（第2発生農場）	糸島市
3	移動制限	糸島市三坂浄化センター	糸島市

3 その他

- 国内ではこれまで家きん肉及び卵を食べることにより、人が鳥インフルエンザウイルスに感染した事例はありません。
- 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むようご協力をお願いします。
- 今後とも、本件に関する情報提供に努めてまいりますので、生産者等の関係者や消費者が根拠のない噂などにより混乱することがないように、ご協力をお願いします。